

I 企業庁の概要について

1 令和 8 年度の組織体制	1
2 令和 7 年度決算見込額の概要	3
3 水道用水供給事業	5
4 工業用水道事業	8

I 企業庁の概要について

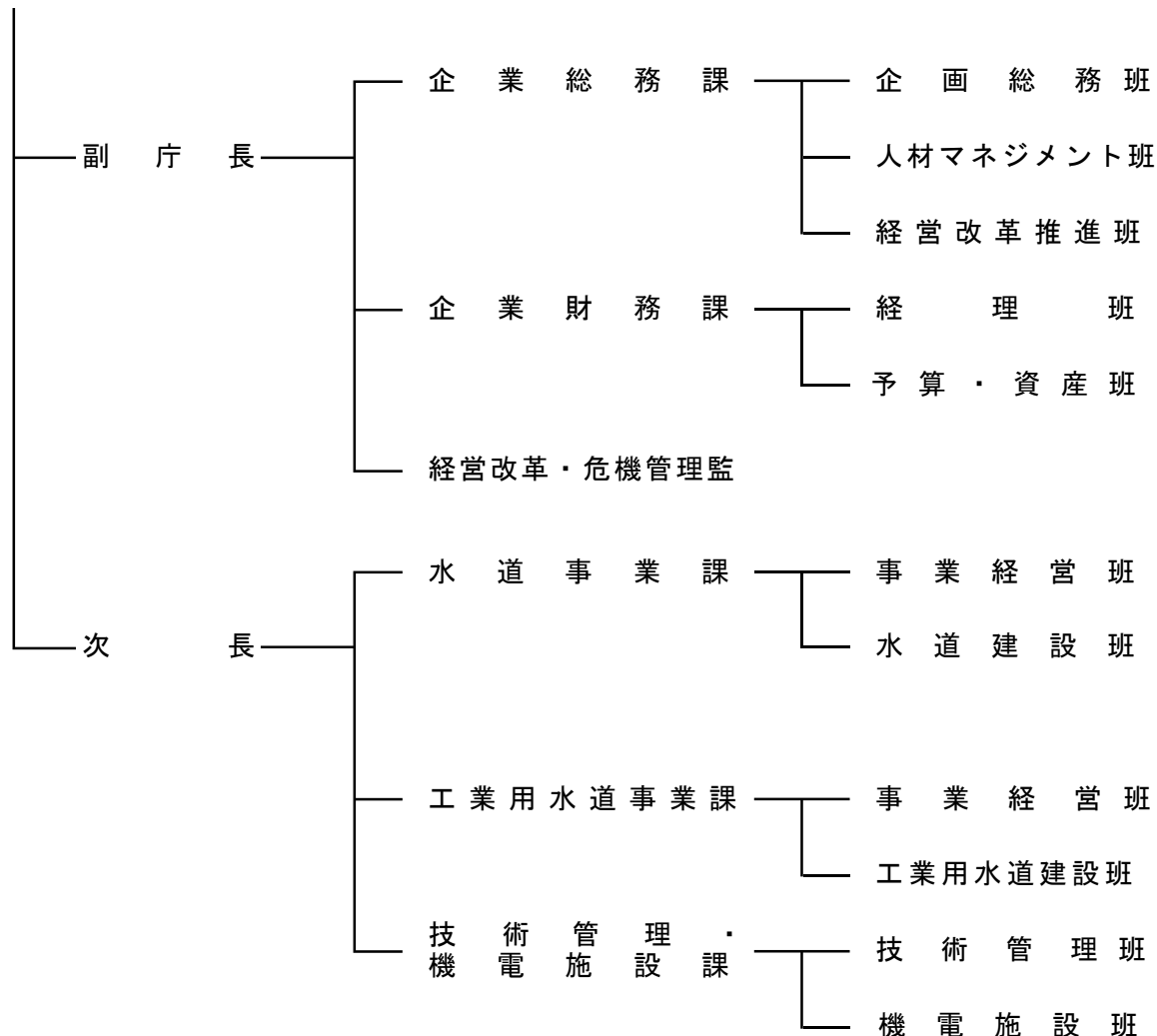
1 令和8年度の組織体制

(1) 組織図 (5課4事業所)

(令和8年4月1日現在)

① 本 庁

企 業 庁 長〔公営企業管理者〕



(2) 職員数

① 本 庁

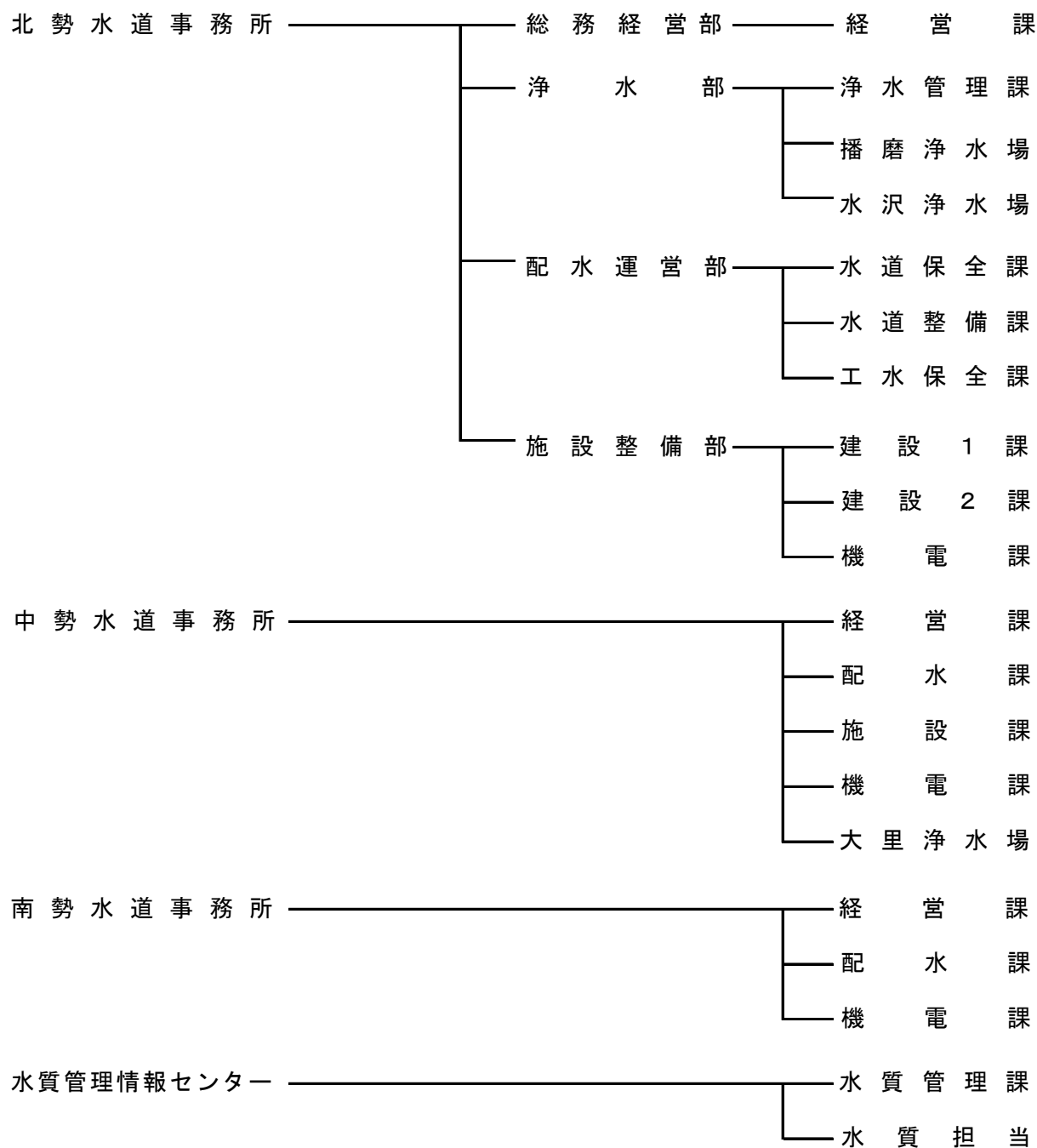
区 分	職員数
副庁長、次長、 経営改革・危機管理監	3
企 業 総 務 課	13
企 業 財 務 課	11
水 道 事 業 課	9
工 業 用 水 道 事 業 課	8
技術管理・機電施設課	7
小 計	51

② 事業所

区 分	職員数
北 勢 水 道 事 務 所	62
中 勢 水 道 事 務 所	28
南 勢 水 道 事 務 所	17
水質管理情報センター	11
小 計	118

合 ①+② 計	169
---------	-----

② 事業所



(3) 職員数の推移

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人数	増減	人数	増減	人数	増減	人数	増減	人数	増減
本庁	61	△3	53	△8	51	△2	51	0	51	0
事業所	119	1	120	1	117	△3	117	0	118	1
計	180	△2	173	△7	168	△5	168	0	169	1

2 令和7年度決算見込額の概要

(1) 損益計算書及び貸借対照表（令和7年度決算見込額）

ア 損益計算書

損益計算書は、水道、工業用水道事業に係る令和7年度の収益、費用及び損益の状況を示したもので、各事業の1年間の経営成績を表しています。

収益の主なものは営業収益で、水の供給に伴う料金収入等です。

費用の主なものは営業費用で、施設の維持管理費や減価償却費等であり、これら費用の増加により両事業とも純損失（赤字）となる見込みです。

（単位：百万円・%、税抜）

	水道事業			工業用水道事業		
	令和6年度	令和7年度	前年度比	令和6年度	令和7年度	前年度比
営業収益	8,053	8,228	102.2	5,371	5,319	99.0
営業費用	9,054	9,342	103.2	5,876	5,987	101.9
営業損益	△1,000	△1,113	111.3	△505	△668	132.2
営業外収益	988	938	95.0	362	388	107.1
営業外費用	230	151	65.6	167	191	114.3
経常損益	△242	△326	134.4	△310	△471	152.0
特別利益	33	—	皆減	136	—	皆減
特別損失	—	—	—	—	—	—
純損益	△209	△326	155.9	△173	△471	271.6
前年度繰越利益剰余金等	72	△137	—	167	△6	—
当年度未処分利益剰余金	△137	△463	338.0	△6	△477	7,772.0

イ 貸借対照表

貸借対照表は、各事業の令和7年度末の資産と負債及び資本の状況を示したもので、決算日時点における財政状態を表しています。

資産は、施設等の固定資産と預金等の流動資産で構成されます。固定資産の主なものは管路や浄水場等の有形固定資産、ダム使用权等の無形固定資産です。

負債は、企業債や引当金等の固定負債、企業債（1年以内償還分）や未払金等の流動負債、国庫補助金等の繰延収益で構成されます。

資本は、資本金と剰余金で構成されます。

（単位：百万円・%、税抜）

	水道事業			工業用水道事業		
	令和6年度	令和7年度	前年度比	令和6年度	令和7年度	前年度比
固定資産	116,108	117,486	101.2	114,932	116,846	101.7
流動資産	9,780	8,478	86.7	7,183	6,154	85.7
資産合計	125,888	125,965	100.1	122,115	123,000	100.7
固定負債	10,362	10,125	97.7	25,303	26,226	103.6
流動負債	3,010	3,083	102.4	1,834	2,191	119.4
繰延収益	20,007	19,894	99.4	16,068	15,843	98.6
負債合計	33,378	33,101	99.2	43,206	44,260	102.4
資本金	91,778	92,457	100.7	77,687	77,988	100.4
剰余金	732	406	55.5	1,223	752	61.5
資本合計	92,510	92,863	100.4	78,909	78,740	99.8
負債・資本合計	125,888	125,965	100.1	122,115	123,000	100.7

※上記ア、イとも四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

(2) 長期債務（企業債）残高の状況

(単位：百万円)

		令和6年度末 残 高 (A)	令和7年度末 残 高 (B)	増 減 額 (B) - (A)
水道	元 金	7,186	6,964	△221
	利 息	896	1,051	155
	計	8,082	8,015	△66
工業用水道	元 金	21,189	22,333	1,144
	利 息	2,060	2,993	933
	計	23,249	25,326	2,077
合計	元 金	28,374	29,297	923
	利 息	2,956	4,044	1,088
	計	31,331	33,341	2,011

※百万円未満四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

3 水道用水供給事業

(1) 運営状況

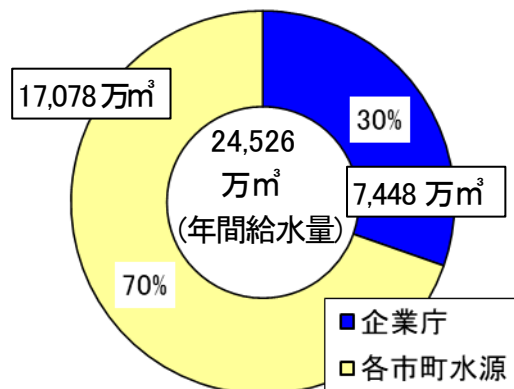
本県の水道用水供給事業は、水源確保や行政区域を越えた施設整備の必要性から、昭和43年に志摩水道用水供給事業の給水を開始して以来、中勢水道用水供給事業、北勢水道用水供給事業、南勢水道用水供給事業の給水を順次開始しました。

その後、事業統合や拡張事業を順次実施し、市水道事業への一元化を経て、現在は、北中勢水道用水供給事業、南勢志摩水道用水供給事業の2事業を運営しており、県内18市町に水道用水を供給しています。

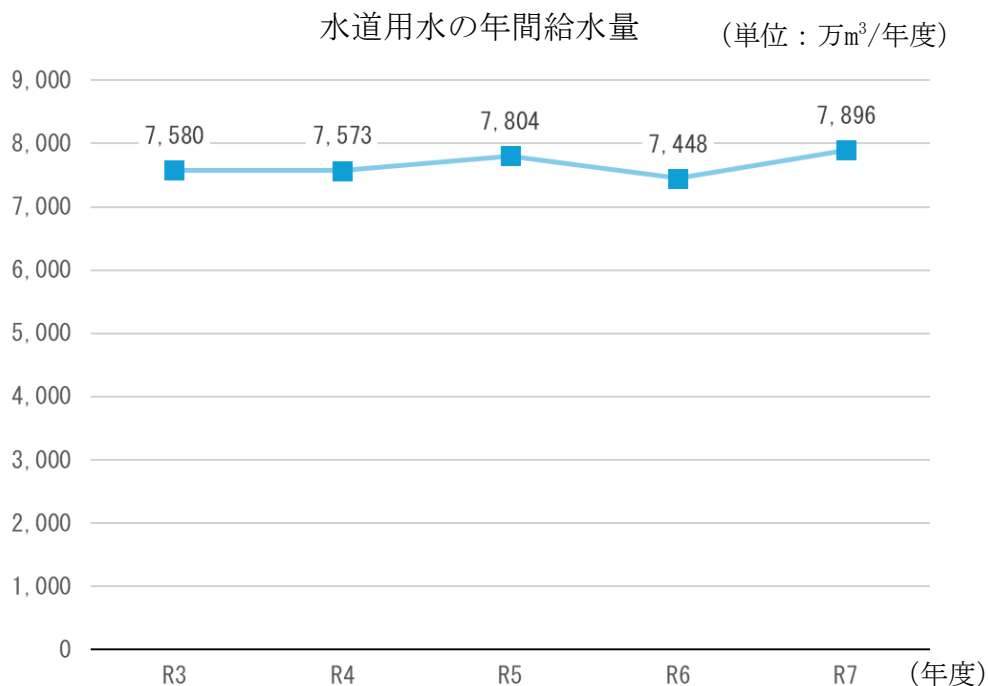
令和8年4月1日現在の給水能力は、一日あたり429,366 m^3 となっています。

令和6年度の企業庁の給水量は7,448万 m^3 で、県全体の給水量2億4,526万 m^3 (注)の30%を占めています。(令和7年度の企業庁の給水量は7,896万 m^3)

県内水道の給水量に
企業庁の水が占める割合
(令和6年度実績)



(注) 令和6年度三重県の水道概況(三重県環境生活部大気・水環境課令和8年3月)より



水道事業の概要【営業関係】

(令和8年4月1日現在)

事業名		水源 ＜浄水場＞	給水対象市町及び給水量 (m ³ /日)	給水能力 (m ³ /日)	給水開始 年 月 日
北中勢水道用水供給事業	北勢系 木曽川水系	木曽川総合用水 (岩屋ダム) ＜播磨＞	四日市市 36,200 木曽岬町 2,800 桑名市 24,300 朝日町 1,200 鈴鹿市 10,000 川越町 5,800 計 80,300	80,300	一部給水: S52. 3. 28 全部給水: S54. 4. 1
	北勢系 三重用水系	三重用水 ＜水沢＞	四日市市 41,800 鈴鹿市 6,600 菰野町 2,600 計 51,000	51,000	一部給水: H3. 4. 1 全部給水: H8. 4. 1
	北勢系 長良川水系	長良川 (長良川河口堰) ＜播磨＞	四日市市 2,200 木曽岬町 2,000 桑名市 1,100 菰野町 700 鈴鹿市 2,200 朝日町 1,000 亀山市 7,400 川越町 1,400 計 18,000	18,000	一部給水: H13. 4. 1 一部給水: H21. 7. 1 全部給水: H23. 4. 1
	中勢系 雲出川水系	雲出川 (君ヶ野ダム) ＜高野＞	津市 76,916 松阪市 4,500 計 81,416	81,416	創設: S46. 6. 4 一次拡張: S56. 4. 1
	中勢系 長良川水系	長良川 (長良川河口堰) ＜大里＞	津市 50,500 松阪市 8,300 計 58,800	58,800	全部給水: H10. 4. 1
南勢志摩水道用水供給事業		櫛田川 (蓮ダム) ＜多気＞	伊勢市 37,300 明和町 2,800 松阪市 61,000 大台町 1,700 鳥羽市 20,000 玉城町 500 志摩市 10,000 度会町 500 多気町 6,050 計 139,850	139,850	一部給水: S62. 5. 1 全部給水: H27. 4. 1
合 計			18市町	429,366	

水道事業の概要【確保水源】

(令和8年4月1日現在)

水 源	計画給水量 (m ³ /日)	工 期	事業費	備 考
長良川 (長良川河口堰)	151,200	昭和43～ 平成 6年度	78.2億円	水源施設は完了 (水資源機構管理)
櫛田川 (蓮ダム)	20,850	昭和46～ 平成 3年度	36.1億円	水源施設は完了 (国土交通省管理)
合 計	172,050		114.3 億円	

※事業費は、事業化分を除いた確保水源としての水道負担額

(2) 料金

本県の水道料金は、基本料金と使用料金からなる2部料金制を採用しています。

基本料金・・・「基本水量」に「基本料金の料率（円／ m^3 ・月）」を乗じて得た金額

使用料金・・・「使用水量」に「使用料金の料率（円／ m^3 ）」を乗じて得た金額

現在の水道料金は、令和6年度の見直しの結果、以下のとおりとなっており、受水市町の皆様と協議してまいります。

○令和7～8年度の2年間は、現行料金（令和2年4月改定）のまま据え置き、引き続き、受水市町と丁寧に協議を行います。

○令和8年度には、令和6～7年度の決算を踏まえ、改めて収支見通しを作成し、令和9年度以降の料金の見直しを協議し、決定します。

料金表（令和8年4月1日現在）

事業名	北中勢水道用水供給事業					南勢志摩 水道用水 供給事業
	北勢系 木曽川用水系	北勢系 三重用水系	北勢系長良川水系		中勢系	
			亀山市以外	亀山市		
基本料金 の料率 (円/㎥・月)	700	1,710	2,230	2,430	960	780
使用料金 の料率 (円/㎥)	39					

※ 料金算定期間：令和2年度～令和6年度（令和7年度～令和8年度に適用）

4 工業用水道事業

(1) 運営状況

本県の工業用水道事業は、北伊勢臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要増大や地盤沈下に対する地下水代替用水確保の必要性の高まりから、昭和31年に四日市工業用水道の給水を開始して以来、北伊勢工業用水道第1期から第4期事業へと拡張を重ねてきました。

この間、他の地域でも事業を進め、昭和38年には松阪工業用水道事業、昭和46年には中伊勢工業用水道事業の給水を開始しました。

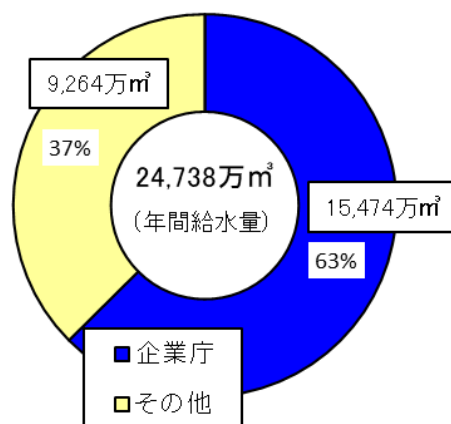
令和8年4月1日現在の給水能力は、一日あたり911,500m³で、県内の95社107工場に工業用水を給水しています。

令和5年の企業庁の給水量は1億5,474万m³で、県全体の工業用水使用量2億4,738万m³(注)の63%を占めています。

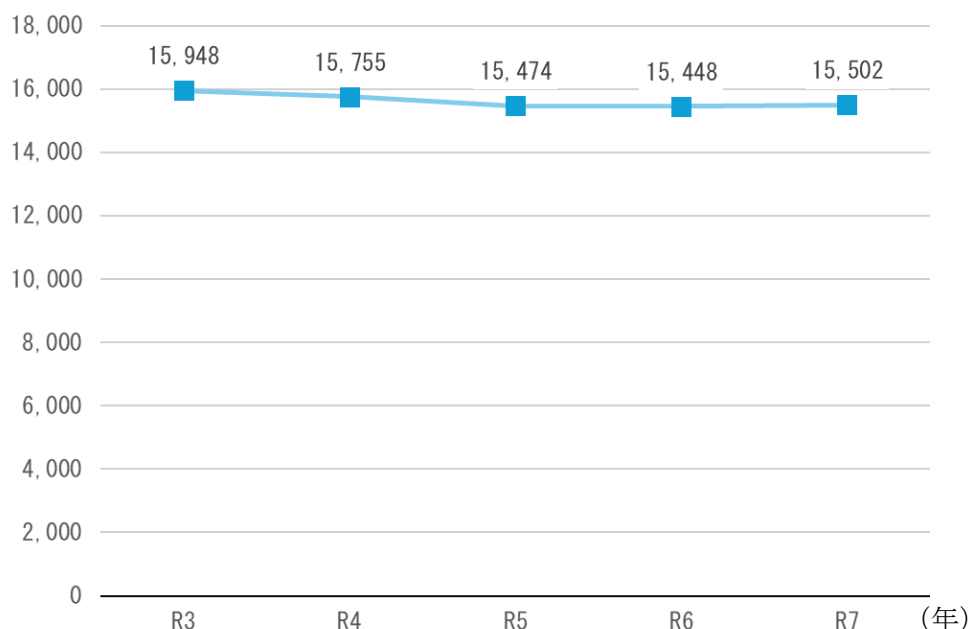
(令和7年の企業庁の給水量は1億5,502万m³)

(注) 総務省・経済産業省「2024 年経済構造実態調査結果(R7.8.29 公表)」より

県内工業用水の使用量に
企業庁の水が占める割合
(令和5年実績)



工業用水の年間給水量 (単位：万m³/年)



工業用水道事業の概要【営業関係】

(令和8年4月1日現在)

事業名	給水区域	給水工場数	水源 ＜浄水場＞	給水能力 (m ³ /日)	契約水量 (m ³ /日)	給水開始 年月日	工期	事業費 (千円)
北伊勢工業用水道事業	桑名市 四日市市 鈴鹿市 津市 朝日町 川越町	71社81工場	長良川 三重用水 ＜沢地＞ 員弁川 ＜伊坂＞ 木曽川総合 用水 (岩屋ダム) ＜山村＞	(1,000,000) 840,000	706,140	昭和31年 4月1日	昭和 28年度～	(14,270,826) 63,147,035
中伊勢工業用水道事業	津市	17社19工場	雲出川 (君ヶ野ダム)	(50,000) 33,000	17,300	昭和46年 5月1日	昭和 44年度～	(429,110) 5,200,000
松阪工業用水道事業	松阪市	7社7工場	櫛田川	(38,500) 38,500	38,500	昭和38年 10月15日	昭和36～ 62年度	908,208
合計		95社107工場		(1,088,500) 911,500	761,940			(14,699,936) 69,255,243

※ ①給水能力の（ ）内は全体計画量、事業費の（ ）内は水源負担額（外数）

②給水区域は、現在給水している区域

③中伊勢工業用水道事業、松阪工業用水道事業は浄水場なし

④給水工場数の合計は、各事業別の数を積み上げたもの

工業用水道事業の概要【確保水源】

(令和8年4月1日現在)

事業名	計画給水区域	水源	計画給水量 (m ³ /日)	工期	事業費
鈴鹿工業用水道事業	四日市市 鈴鹿市	三重用水	4,800	(三重用水) 昭和39年度 ～ 平成4年度	(三重用水) 約30.1億円
長良川河口堰関連 工業用水道事業 (仮称)	北勢地域	長良川 (長良川河口堰)	515,000	(長良川河口堰) 昭和43年度 ～ 平成6年度	(長良川河口堰) 約266.3億円
計	—	—	519,800	—	約296.4億円

(2) 料金

本県の工業用水道料金は、基本料金と使用料金からなる2部料金制を採用しています。工業用水道料金は、原則、5年ごとに見直しを行っており、北伊勢及び松阪工業用水道については、令和8年4月に料金単価の改定を行っています。

基本料金・・・「基本使用水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）」（契約水量）にその月の日数を乗じて得た水量に「基本料金単価（ $\text{円}/\text{m}^3$ ）」を乗じて得た金額
 使用料金・・・「使用水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）」（基本使用水量から休止水量注を減じた水量）にその月の日数を乗じて得た水量に「使用料金単価（ $\text{円}/\text{m}^3$ ）」を乗じて得た金額

注）休止水量・・・使用量が少ない時期等に休止水量を申請していただくことにより、その分の使用料金を減額。休止水量変更時期は年4回（5月、8月、11月、2月）

料金表（令和8年4月1日現在）

（単位： $\text{円}/\text{m}^3$ ）

	北伊勢工業用水道	中伊勢工業用水道	松阪工業用水道
基本料金単価	16.8	27.4	18.5
使用料金単価	6.0	2.0	2.1

※ 料金算定期間：令和8年度～令和12年度